5　法第十七条の三の二第一項の表の第三号の第二欄に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同欄に規定する政令で定める期間は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一　法第十七条の三の二第一項の表の第三号の第一欄に規定する認定を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間内に同欄に掲げる法人が福島復興再生特別措置法第八十五条第一項に規定する認定事業者に該当しないこととなった場合　当該法人が当該認定を受けた日からその該当しないこととなった日までの期間

二　法第十七条の三の二第一項の表の第三号の第一欄に規定する認定を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間内に福島復興再生特別措置法第八十五条第一項に規定する提出新産業創出等推進事業促進計画（以下この号において「提出新産業創出等推進事業促進計画」という。）の変更について同法第八十四条第七項において準用する同条第四項の規定による提出があったことにより計画区域（当該提出新産業創出等推進事業促進計画に定められた同条第二項第二号に規定する新産業創出等推進事業促進区域をいう。以下この号において同じ。）の変更（同欄に掲げる法人の当該認定に係る区域が計画区域に該当しないこととなるものに限る。）があった場合　当該法人が当該認定を受けた日から当該提出のあった日までの期間

6　法第十七条の三の二第一項の表の第三号の第三欄に規定する政令で定める雇用者は、次に掲げる者とする。

一　法第十七条の三の二第一項の表の第一号の第三欄に規定する避難対象雇用者等

二　次に掲げる者（前号に掲げる者を除く。）

イ　平成二十三年三月十一日において福島復興再生特別措置法第七条第六項に規定する福島国際研究産業都市区域（ロにおいて「福島国際研究産業都市区域」という。）の区域内に所在する事業所に勤務していた者

ロ　平成二十三年三月十一日において福島国際研究産業都市区域の区域内に居住していた者

三　法第十七条の三の二第一項の表の第三号の第一欄に掲げる法人の福島復興再生特別措置法第八十五条の二第六項に規定する認定新産業創出等推進事業実施計画に従って行う同法第八十四条第一項に規定する新産業創出等推進事業に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に従事する者として財務省令で定める者（前二号に掲げる者を除く。）

第十七条の四第二項中「第十七条の三の二第四項」を「第十七条の三の二第五項」に改める。

第十七条の五の見出し中「復興産業集積区域」を「特定復興産業集積区域」に改め、同条第二項中「うち」を「うち」に改める。

第十八条の二を削る。

第十八条中「第十八条第一項」を「第十八条の二第一項」に改め、同条第五号を削り、同条を第十八条の二とする。

第十七条の五の次に次の一条を加える。

（新産業創出等推進事業促進区域における開発研究用資産の特別償却等）

**第十八条**　法第十八条第一項に規定する政令で定める期間は、福島復興再生特別措置法第八十五条第一項に規定する提出新産業創出等推進事業促進計画（以下この項において「提出新産業創出等推進事業促進計画」という。）に定められた同法第八十四条第二項第二号に規定する新産業創出等推進事業促進区域（以下この項において「計画区域」という。）の変更に係る次の各号に掲げる区域の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一　当該提出新産業創出等推進事業促進計画の変更について福島復興再生特別措置法第八十四条第七項において準用する同条第四項の規定による提出（以下この項において「変更の提出」という。）があったことにより新たに計画区域に該当することとなった区域（次号に掲げる区域を除く。）　当該変更の提出のあった日から令和八年三月三十一日までの期間

二　当該提出新産業創出等推進事業促進計画の変更について変更の提出があったことにより計画区域に該当しないこととなった区域（以下この号において「除外区域」という。）　当該提出新産業創出等推進事業促進計画の福島復興再生特別措置法第八十四条第四項の規定による提出のあった日（当該除外区域が他の変更の提出があったことにより新たに計画区域に該当することとなった区域である場合には、当該他の変更の提出のあった日）から当該変更の提出のあった日までの期間

2　法第十八条第一項に規定する試験研究として政令で定めるものは、前条第一項に規定する試験研究とする。

3　法第十八条第一項に規定する政令で定める減価償却資産は、専ら同項に規定する開発研究の用に供される建物及び建物附属設備、構築物、工具、器具及び備品、機械及び装置並びにソフトウエアのうち、新たな産業の創出又は産業の国際競争力の強化に資するものとして財務省令で定めるものとする。

第十八条の四を次のように改める。

（特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例）

**第十八条の四**　法第十八条の五第一項に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一　所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第九十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十八条の二第一項の規定

二　所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）附則第百二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十八条の二の規定

2　法第十八条の五第一項の規定を読み替えて適用する場合における租税特別措置法施行令第三十条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項第一号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「規定」とあるのは「規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十八条の四第一項各号に掲げる規定」と、同項第九号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「規定」とあるのは「規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第二十三条の四第一項各号に掲げる規定」とする。

第十八条の六第一項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）附則第百二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十八条の二の規定

第十八条の六第二項中「及び」を「並びに」に、「に掲げる」を「及び第二号に掲げる」に改める。

第十八条の八（見出しを含む。）中「帰還環境整備推進法人」を「帰還・移住等環境整備推進法人」に改める。

第十九条第一項を削り、同条第二項中「定める」の下に「取得は、代物弁済（金銭債務の弁済に代えてするものに限る。第十二項において同じ。）としての取得とし、同条第一項に規定する政令で定める」を加え、同項を同条第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2　法第十九条第一項の表の第一号の下欄のイに規定する政令で定める区域は、東日本大震災復興特別区域法施行令第二条各号に掲げる区域とする。

第十九条第二十項中「第三十九条の七第二十七項」を「第三十九条の七第二十五項」に改める。

第二十条の二を削る。

第二十一条を次のように改める。

（電子情報処理組織による申告の特例）

**第二十一条**　法第二十三条に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一　所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第九十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十八条の二の規定

二　所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）附則第百二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十八条の二の規定